

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元には、コーポレート・ガバナンスの充実、強化が重要な経営課題と認識しております。このため、当社は取締役会の相互牽制機能及び監査等委員会の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展に伴う企業価値の向上を第一に考えた事業運営を行っていく方針であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
河田 憲二	4,404,700	53.83
内木場 隼	1,419,000	17.34
株式会社SBI証券	283,400	3.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	234,800	2.87
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	158,306	1.93
AKパートナーズ株式会社	100,000	1.22
井口 亮	86,000	1.05
上総 尚吾	82,000	1.00
行田 耕介	80,000	0.98
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	55,800	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無

河田 憲二

親会社の有無

なし

補足説明 更新



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
洲崎 智広			該当事項はありません。	複数法人にて社外取締役及び社外監査役を務めており、幅広い経営や会計に関する知識を有しており、経営強化に寄与していただけるとの判断から社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社間に人間関係、資本的関係又は取引等の特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小野 晃嗣			該当事項はありません。	監査法人での会計監査業務での経験を経て、上場企業で取締役CFO等を務め、財務・経営管理に関する高い専門性を有しており、当社の経営監督及びガバナンス強化に貢献いただけるとの判断から社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社間に人間関係、資本的関係又は取引等の特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
岡口 瑞穂			該当事項はありません。	公認会計士としての専門的な知識を有しており、かつ、企業会計に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験から当社の監査体制の強化に寄与していただけるとの判断から監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社間に人間関係、資本的関係又は取引等の特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
野口 剛			該当事項はありません。	公認会計士としての専門的な知識を有しており、かつ、企業会計に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験から当社の監査体制の強化に寄与していただけるとの判断から監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社間に人間関係、資本的関係又は取引等の特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
竹澤 大格			該当事項はありません。	弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業法務に関する実務経験が長く企業法務部門への駐在経験を備えていることから、かかる知見及び経験から当社の監査体制の強化に寄与していただけるとの判断から監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社間に人間関係、資本的関係又は取引等の特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

### 現在の体制を採用している理由 更新

当社は、監査等委員会の職務を補助する専属の使用人は設置していませんが、監査等委員会の要請に応じて内部監査担当者及び管理部門の使用人が補助業務を行う体制としております。  
当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従い補助業務を遂行し、当該業務に関しては業務執行取締役から独立した体制を確保しております。現状の事業規模および組織体制に鑑み、専属の補助使用人を設置せずとも監査等委員会の監査機能は適切に確保されていると判断しているため、当該体制を採用しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査等委員会と連携して、内部監査を実施しております。また内部監査従事者は監査等委員会及び会計監査人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実に努めております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

### 補足説明

取締役・執行役員等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会への助言を行う任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、かつ、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。取締役の選解任及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、同委員会にて事前に諮問し、その答申を踏まえて取締役会で決定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役すべてを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社役員及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり決議しております。

基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、月別の固定報酬とし、金銭にて支給する。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない。

個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役会又は取締役会から固定報酬の額の決定を一任された代表取締役社長は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、当社の業績、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役位及び職責等を勘案して、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の具体的な固定報酬の額を決定する。なお、当該決定にあたっては、透明性及び公正性を確保する観点から、社外取締役を委員長とし、かつ、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申内容を尊重するものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

## 【社外取締役のサポート体制】

取締役会議案書の送付を取締役会開催3日前とし、社外取締役に議案内容の理解を十分にいただき、取締役の職務執行及び監査等委員会の監査が効率的かつ効果的に行われることを確保しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役会は8名(うち5名は社外取締役)で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催しております。取締役会は法令及び定款に則り、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行う他、取締役の業務執行状況について監督を行っております。また、取締役のうち3名(3名全員が社外取締役)は監査等委員であり、監査等委員は、取締役会への出席を通じて取締役の業務執行を監視・監督しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(3名全員が社外取締役)で構成されており、月1回、定時監査等委員会を開催しております。監査等委員会は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。監査等委員は取締役会及び必要に応じて社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査・監督するとともに、適宜意見を述べております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査等委員会と連携して、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、全社を対象に全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の実効性の向上に努めております。内部監査の結果報告については、代表取締役社長及び監査等委員会に報告され、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、内部監査従事者は監査等委員会及び監査法人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実に努めております。

(会計監査)

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2026年3月27日開催の第15回定時株主総会の終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、重要な業務執行の決定を取締役に委任することによって経営の迅速性・効率性を確保するとともに、取締役会の監督機能を強化するために監査等委員会設置会社制度を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

## 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ作成・公表していませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社ホームページへの掲載を検討します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では具体的な開催時期等の詳細は未定ではありますが、個人投資家向けに説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ではありますが、今後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部にて対応しております。	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、様々なステークホルダーの信頼を得ることが重要であると考え、社内のコンプライアンス体制を強化すべく、リスク・コンプライアンス管理規程を制定しております。また、適時開示規程を制定し、適時・適切にステークホルダーへ情報開示を行うよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対し、適時開示及び法定開示を含め、影響度を勘案し主体的に開示を行っていく方針であります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおり定める。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備、運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備、運用に努める。

- 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するため、行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。
  - 法令、定款及び社会規範を遵守するために、就業規則に服務規律を制定し、全社に周知・徹底する。
  - コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
  - 当社は、使用人が法令、定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度を内部通報規程内に制定するとともに、内部通報窓口を設ける。
  - 取締役会は、取締役規程に基づき、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。あわせて、取締役は、法令、定款、取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
  - 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員会は、内部監査担当者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令、定款及び社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び文書管理規程などに基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
- (2)取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク・コンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価、管理体制を構築する。
- (2)リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防、軽減体制の強化を図る。
- (3)危機発生時には、対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (4)監査等委員会及び内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- (5)取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (6)取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (2)取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

### 5. 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役会は、当社の経営計画を決議し、担当部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (2)内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。

### 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

### 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1)監査等委員会より監査等委員会の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮、命令は受けないものとする。
- (2)当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。

### 8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)監査等委員会の選定する監査等委員は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2)取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、速やかに監査等委員会に報告する。
- (3)取締役及び使用人は、監査等委員会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (4)監査等委員会に報告をした者が、監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

### 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1)監査等委員会は、法令に従い、社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2)監査等委員会は、代表取締役及び内部監査担当者と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3)監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4)監査等委員は、監査等委員会の監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

### 10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1)当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- (2)当社は、反社会的勢力に対して、管理部門管掌役員もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士、関係行政機関等との連携を図る。

### 11. 財務報告に係る内部統制

- (1)当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会及び取締役会に報告する。
- (2)監査等委員会は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

### 12. ITへの対応

- (1)経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITへの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (2)業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係る内部統制の整備方針を決定する。
- (3)経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- (4)経営者は、ITに係る全般統制及びITに係る業務処理統制に係るマニュアル、規程を整備するよう努める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力等排除規程を制定し、反社会的勢力等の調査実施要領に従い取引先が反社会的勢力等でないことのチェックを行っております。また、当社が締結する契約書すべてに、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の条項が入っております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

